

地域医療支援病院について

地域医療支援病院について

<承認状況>

医療機関名	所在地	承認年月日
近森病院	高知市大川筋1丁目1番16号	平成15年2月25日
高知赤十字病院	高知市新本町2丁目13番51号	平成17年8月16日
高知医療センター	高知市池2125番地1	平成19年4月25日

平成27年の業務報告

(1) 紹介率及び逆紹介率（下記のいずれかに該当すること）

○紹介率＝紹介患者数 / 初診患者数

○逆紹介率＝逆紹介患者数 / 初診患者数

- ① 紹介率80%以上
- ② 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
- ③ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

	近森病院	高知赤十字病院	高知医療センター
紹介患者数 (平均値)	4,972人	6,086人	8,658人
初診患者数 (平均値)	7,553人	10,927人	14,162人
逆紹介患者数 (平均値)	11,522人	8,776人	13,225人
紹介率及び 逆紹介率	紹介率 65.8% 逆紹介率 152.5%	紹介率 55.7% 逆紹介率 80.3%	紹介率 61.1% 逆紹介率 93.4%
該当要件	②	③	③

(2) 救急医療の提供（下記のいずれかに該当すること）

① 救急搬送患者※1 / 救急医療圏人口※2 × 1,000 ≥ 2

② 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≥ 1,000人

※1 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診患者

※2 高知県人口総数 730,513人（高知県推計人口調査 平成26年4月1日）

	近森病院	高知赤十字病院	高知医療センター
要件①	7.6	6.7	4.7
要件②	5,624人	4,968人	3,505人

(3) 地域の医療従事者への研修

地域の医療従事者に対する研修を年間12回以上主催すること

	近森病院	高知赤十字病院	高知医療センター
開催数	73回	63回	20回

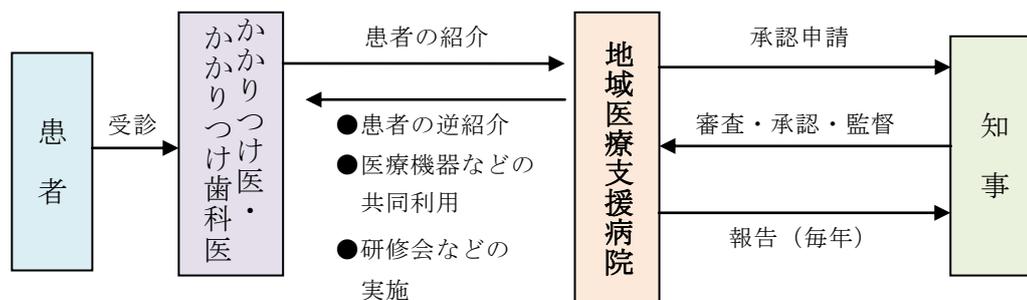
第5節 地域医療支援病院の整備

1 地域医療支援病院とは

地域医療支援病院は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医からの紹介患者への医療の提供、医療機器などの共同利用、救急医療の実施、地域の医療従事者の資質向上の研修などを行うなど、かかりつけ医への支援を行う能力や設備を有する病院として知事が承認する病院です。

地域の病院、診療所などの後方支援により医療機関の機能の分担と連携を推進することを目的に、平成9年12月の第3次医療法改正により創設されました。また、平成18年の第5次医療法改正により、在宅医療の提供の推進についても地域の医療機関を支援することが求められています。

(図表 5-10) 地域医療支援病院のイメージ



<参考> 地域医療支援病院の主な承認要件

- (1) 他の病院または診療所から紹介された患者に対し医療を提供する紹介外来制を原則とし、次のいずれかに該当する。
 - ア 他の医療機関からの紹介患者数の割合が80%を上回る。
 - イ 他の医療機関からの紹介患者数の割合が60%を上回り、かつ、逆紹介率が30%を上回る。
 - ウ 他の医療機関からの紹介患者数の割合が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回る。
- (2) 他の医療機関に対し、医療施設や医療機器などを提供し共同利用のための体制が整備されている。
- (3) 救急医療を提供する能力を有している。
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修などを実施している。
- (5) 原則として200床以上の病床を有する。

【医療法】

第十二条の二 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

【医療法施行規則】

第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

二 共同利用の実績

三 救急医療の提供の実績

四 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

六 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

七 第九条の十九第一項に規定する委員会の開催の実績

八 患者相談の実績

2 前項の報告書は、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。

3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第十二条の三 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。